

平成23年3月12日(11:00)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
災害救助専門官 金子 雄一郎(内線2899)
救助係長 吉田 卓郎(内線2819)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2614

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について (第4報)

1 災害の概要

東北地方太平洋沖を震源とする地震により、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とするため、岩手県、宮城県及び福島県は災害救助法の適用を決定した。

また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要があるため、東京都は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【岩手県】			
宮古市(みやこし)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
大船渡市(おおふなとし)	〃		
久慈市(くじし)	〃		
陸前高田市 (りくぜんたかたし)	〃		
釜石市(かまいしし)	〃		
上閉伊郡大槌町 (かみへいいぐんおおつちょう)	〃		
下閉伊郡山田町 (しもへいいぐんやまだまち)	〃		
下閉伊郡岩泉町 (しもへいいぐんいわいずみちょう)	〃		
下閉伊郡田野畑村 (しもへいいぐんたのはたむら)	〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【岩手県】 下閉伊郡普代村 (しもへいいぐんふだいむら) 九戸郡野田村 (くのへぐんのだむら) 九戸郡洋野町 (くのへぐんひろのちょう)	3月11日 〃 〃	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
【宮城県】 仙台市 (せんだいし) 石巻市 (いしのまきし) 塩竈市 (しおがまし) 気仙沼市 (けせんぬまし) 白石市 (しろいし) 名取市 (なとりし) 角田市 (かくだし) 多賀城市 (たがじょうし) 岩沼市 (いわぬまし) 登米市 (とめし) 栗原市 (くりはらし) 東松島市 (ひがしまつしまし) 大崎市 (おおさきし) 刈田郡蔵王町 (かつたぐんざおうまち) 柴田郡大河原町 (しばたぐんおおがわらまち)	3月11日 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【宮城県】			
柴田郡川崎町 (しばたぐんかわさきまち)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
亘理郡亘理町 (わたりぐんわたりちょう)	〃		
亘理郡山元町 (わたりぐんやまもとちょう)	〃		
宮城郡松島町 (みやぎぐんまつしままち)	〃		
宮城郡七ヶ浜町 (みやぎぐんしちがはままち)	〃		
宮城郡利府町 (みやぎぐんりふちょう)	〃		
黒川郡大和町 (くろかわぐんたいわちょう)	〃		
黒川郡富谷町 (くろかわぐんともやまち)	〃		
黒川郡大衡村 (くろかわぐんおおひらむら)	〃		
遠田郡涌谷町 (とおだぐんわくやちょう)	〃		
牡鹿郡女川町 (おしかぐんおながわちょう)	〃		
本吉郡南三陸町 (もとよしぐんみなみさんりくちょう)	〃		
刈田郡七ヶ宿町 (かつたぐんしちかしゅくまち)	〃		
柴田郡村田町 (しばたぐんむらたまち)	〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【宮城県】 柴田郡柴田町 (しばたぐんしばたまち) 伊具郡丸森町 (いぐんまるもりまち) 黒川郡大郷町 (くろかわぐんおおさとちょう) 加美郡色麻町 (かみぐんしかまちょう) 加美郡加美町 (かみぐんかみまち) 遠田郡美里町 (とおだぐんみさとまち)	3月11日 〃 〃 〃 〃 〃	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
【東京都】 千代田区 (ちよだく) 中央区 (ちゅうおうく) 港区 (みなとく) 新宿区 (しんじゅく) 文京区 (ぶんきょうく) 台東区 (たいとうく) 墨田区 (すみだく) 江東区 (こうとうく) 品川区 (しながわく) 目黒区 (めぐろく) 大田区 (おおたく) 世田谷区 (せたがやく)	3月11日 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【東京都】			
渋谷区 (しぶやく)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
中野区 (なかのく)	〃		
杉並区 (すぎなみく)	〃		
豊島区 (としまく)	〃		
北区 (きたく)	〃		
荒川区 (あらかわく)	〃		
板橋区 (いたばしく)	〃		
練馬区 (ねりまく)	〃		
足立区 (あだちく)	〃		
葛飾区 (かつしかく)	〃		
江戸川区 (えどがわく)	〃		
八王子市 (はちおうじし)	〃		
立川市 (たちかわし)	〃		
三鷹市 (みたかし)	〃		
青梅市 (おうめし)	〃		
府中市 (ふちゅうし)	〃		
昭島市 (あきしまし)	〃		
調布市 (ちようふし)	〃		
町田市 (まちだし)	〃		
小金井市 (こがねいし)	〃		
小平市 (こだいらし)	〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【東京都】			
日野市 (ひのし)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
東村山市 (ひがしむらやまし)	〃		
国分寺市 (くぶんじし)	〃		
国立市 (くにたちし)	〃		
福生市 (ふっさし)	〃		
東大和市 (ひがしやまとし)	〃		
清瀬市 (きよせし)	〃		
多摩市 (たまし)	〃		
稲城市 (いなぎし)	〃		
羽村市 (はむらし)	〃		
あきる野市 (あきるのし)	〃		
西東京市 (にしとうきょうし)	〃		
西多摩郡瑞穂町 (にしたまぐんみずほまち)	〃		
【福島県】			
※福島市 (ふくしまし)	3月11日		
※会津若松市 (あいづわかまつし)	〃		
※郡山市 (こおりやまし)	〃		
※いわき市 (いわきし)	〃		
※白河市 (しらかわし)	〃		
※須賀川市 (すかがわし)	〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【福島市】 ※喜多方市 (きたかたし) ※相馬市 (そうまし) ※二本松市 (にほんまつし) ※田村市 (たむらし) ※南相馬市 (みなみそうまし) ※伊達市 (だてし) ※本宮市 (もとみやし) ※伊達郡桑折町 (だてぐんこおりまち) ※伊達郡国見町 (だてぐんくにみまち) ※伊達郡川俣町 (だてぐんかわまたまち) ※安達郡大玉村 (あだちぐんおおたまむら) ※岩瀬郡鏡石町 (いわせぐんかがみいしまち) ※岩瀬郡天栄村 (いわせぐんてんえいむら) ※耶麻郡磐梯町 (やまぐんばんだいまち) ※耶麻郡猪苗代町 (やまぐんいなわしろまち) ※河沼郡会津坂下町 (かわぬまぐんあいづばんげまち) ※河沼郡湯川村 (かわぬまぐんゆがわむら)	3月11日 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【福島市】 ※大沼郡会津美里町 (おおぬまぐんあいづみさとまち) ※西白河郡西郷村 (にしらかわぐんにしごむら) ※西白河郡泉崎村 (にしらかわぐんいずみざきむら) ※西白河郡中島村 (にしらかわぐんなかじまむら) ※西白河郡矢吹町 (にしらかわぐんやぶきまち) ※東白川郡棚倉町 (ひがししらかわぐんたなぐらまち) ※東白川郡矢祭町 (ひがししらかわぐんやまつりまち) ※石川郡石川町 (いしかわぐんいしかわまち) ※石川郡玉川村 (いしかわぐんたまかわむら) ※石川郡平田村 (いしかわぐんひらたむら) ※石川郡浅川町 (いしかわぐんあさかわまち) ※石川郡古殿町 (いしかわぐんふるどのまち) ※田村郡三春町 (たむらぐんみはるまち) ※田村郡小野町 (たむらぐんおのまち) ※双葉郡広野町 (ふたばぐんひろのまち)	3月11日 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【福島市】 ※双葉郡檜葉町 (ふたばぐんならはまち) ※双葉郡富岡町 (ふたばぐんとみおかまち) ※双葉郡川内村 (ふたばぐんかわうちむら) ※双葉郡大熊町 (ふたばぐんおおくままち) ※双葉郡双葉町 (ふたばぐんふたばまち) ※双葉郡浪江町 (ふたばぐんなみえまち) ※双葉郡葛尾村 (ふたばぐんかつらおむら) ※相馬郡新地町 (そうまぐんしんちまち) ※相馬郡飯舘村 (そうまぐんいいたむら)	3月11日 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	

<注>※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置、炊出しその他による食品の給与 等